

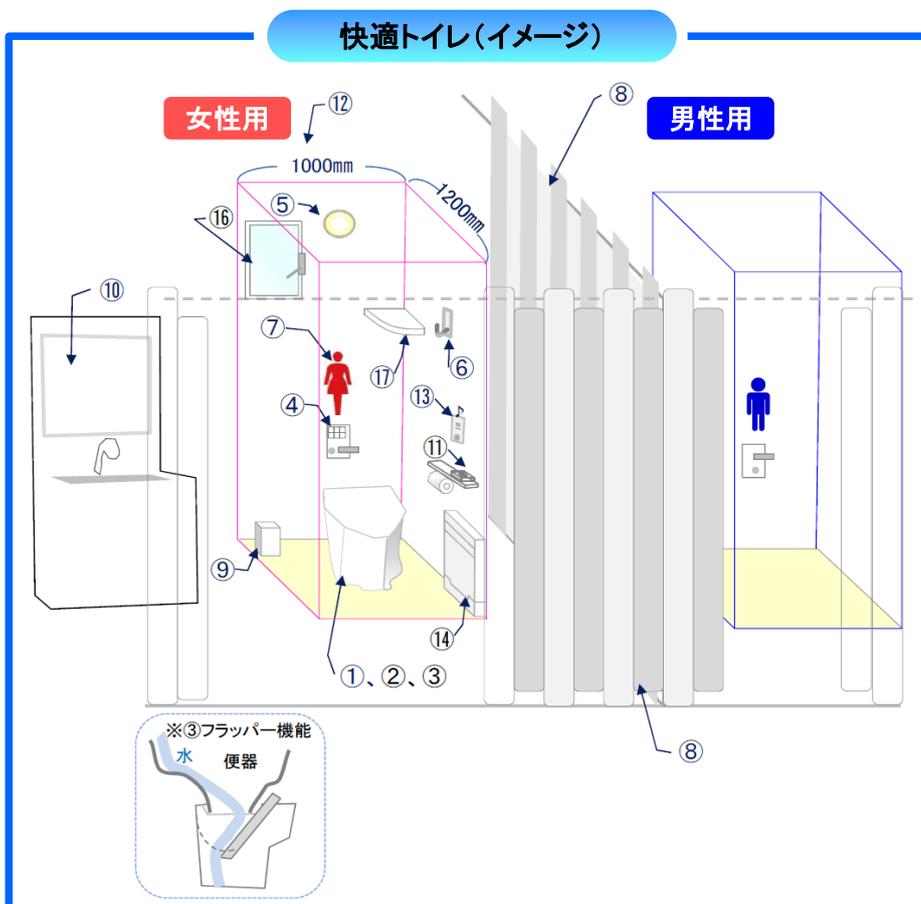


建設現場に設置する「快適トイレ」について

建設現場における「快適トイレ」の導入

国土交通省は、建設現場において女性技術者に不評であった仮設トイレについて、【快適トイレ】の設置を原則化するなど職場環境の改善を促進していくことを「2016年8月4日」に報道発表を行いましたので、その内容について紹介致します。

※快適トイレとは「男女ともに快適に使用できる仮設トイレ」の総称です。



1. 快適トイレに求める標準仕様

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
※必要に応じ消臭剤等活用し臭い対策を取る
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

2. 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サンタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半量程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

「1. 快適トイレに求める機能」「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり、必ず備えるものとし、「3. 推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適となるものと定義する。

建設現場の仮設トイレ設置取り組み状況

これまでの取り組み

平成26年度から快適トイレを設置するモデル工事を実施。

H26年：7件

H27年：271件

これまでのトイレ



今後の取り組み

平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する工事について、快適トイレの設置を基本とする

快適トイレ



快適トイレ設置に関する費用について

45,000円/月・基を上限とし、男女別で設置した場合は、2基まで費用計上が可能。 ※官庁案件に限る

☆今後は、官庁案件だけでなく、民間案件でも【快適トイレ】の採用事例が増えていくと思われます。

【問合せ先】

大臣官房 技術調査課

代表電話：03-5253-8111

直通電話：03-5253-8221

F A X : 03-5253-1536